

[EU法]

CSDDDの施行に伴い 必要となる人権・環境 デューディリジェンスの対応



大江橋法律事務所 弁護士/
ニューヨーク州弁護士
土岐 俊太

▶ PROFILE

shunta.doki@ohebashiri.com

第1 はじめに

今や多くの日本企業において、「ビジネスと人権」に関する取組が行われており、自社・グループ会社だけではなく、サプライチェーンをも対象とした人権デューディリジェンスが行われることが増えてきました。

「ビジネスと人権」に関する先進的なルール作りが行われている欧州連合(EU)では、「ビジネスと人権」に関する新たなルールとして、2024年7月、EUが一定の企業に人権・環境デューディリジェンスを義務付ける、コーポレートサステナビリティデューディリジェンス指令(以下「CSDDD」といいます。)が発効しました。^{注)1}

本稿では、CSDDDの施行に伴い必要となる人権・環境デューディリジェンスの対応に焦点を当ててご説明したいと思います。なお、紙面の都合上、CSDDDの内容をすべて網羅的に説明することはできないことから、重要な点に絞って概説することにします。

第2 CSDDD成立・発効の背景

まず、EUにおいてCSDDDが成立・発効した背景を説明します。CSDDDの導入が議論される以前から、EU加盟国の中には、国内法レベルでは、人権や環境についてデューディリジェンスに関する法律を既に定めている国もありました。例えば、2017年のフランスの企業注意義務法(Devoir de Vigilance)は、フランスに拠点を置く一定規模の企業に人権デューディリジェンス義務を課し、定期的に「注意義務計画」を公表することを義務付けて

います。ドイツでも、サプライチェーン・デューディリジェンス法(Lieferkettengesetzes)が2023年から施行されています。これらに加えて、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「UNGPs」といいます。)をはじめとするソフトローの枠組みの中で自主的な取組を積極的に行っている企業もありましたが、そうした自主的な取組には限界があるとして、より広範な改善を行うよう指摘がありました。また、EUが単一市場であることを考慮すると、一部の加盟国が関連する法律を制定しているにもかかわらず、他の加盟国がそのような法律を制定していない状況は、公正な競争条件の観点から適切ではなく、EU域内で統一された内容のルールの作成が求められていました。さらに、企業のサステナビリティ・デューディリジェンスの報告を定めたEUの企業サステナビリティ報告指令と同等性を持たせるためにも、企業の人権・環境デューディリジェンスに関する実質的及び手続的なルールが急速に必要とされていました。CSDDDは、こうした懸念を踏まえ、人権・環境デューディリジェンスに関する義務を定めるものです。

CSDDDは、2024年2月の欧州理事会で承認されることが予想されていましたが、その時点では承認されず、延期された経緯があります。これは、ドイツやイタリアなど一部の国が「企業に過度な負担を強いる」として反対したためです。例えば、ドイツでは、連立与党で企業の後ろ盾でもある自由民主党(FDP)が、CSDDDは企業にとって大きな負担になると主張しました。

^{注)1} CSDDDの原文については、https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401760 をご参照ください。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ベルギー政府がCSDDDの調整案を作成し、同年3月15日に欧州理事会が最終的に合意しましたが、この調整の結果、採択されたCSDDDの内容は限定的なものとなりました。欧州議会が同年4月24日にCSDDDを採択した後、欧州理事会が同年5月24日にCSDDDを正式かつ最終的に採択したため、CSDDDは欧州議会議長及び理事会議長の署名後にEU官報に掲載され、同年7月25日に正式に発効しました。

第3 CSDDDの内容

1 適用対象企業の範囲

まず、CSDDDの対象企業ですが、EU域内の企業とEU域外の企業とで基準となる従業員数と売上高が異なります。まず、EU域内の企業については、従業員数が1,000人を超過しており、かつ、全世界での売上高が4億5,000万ユーロを超える企業が対象となります。一方、EU域外の企業については、EU域内における売上高が4億5,000万ユーロを超える企業であれば対象となります（EU域外の企業の場合には、従業員数の要件はありません。）。EU域内の企業だけではなくEU域外の企業もCSDDDの対象になる理由は、EU域内で重要な事業を展開するEU域外の企業を対象としなければ、企業、その子会社、企業の「活動の連鎖」におけるビジネスパートナーのそれぞれの事業に関して、人権・環境への悪影響に対処するというCSDDDの目的を十分に達成することができないためとされています。

2023年12月時点でCSDDDが暫定合意されていた段階では、原則として、全世界での売上高が1億5,000万ユーロ超で従業員数が500人超のEU域内企業と、EU域内で1億5,000万ユーロ超の売上高を有するEU域外企業に適用されることになっていたものの、第2で述べた政治的な調整の結果、これらの要件は変更されました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2 デューディリジェンスの対象と範囲

CSDDDの下では、デューディリジェンスは企業やその子会社の事業活動だけでなく、「活動の連鎖」に関連するビジネスパートナーの事業活動も対象となります（3条）。その結果、対象となる企業は、サプライチェーンにおける人権や環境への潜在的または顕在的な悪影響を特定し、対処するためのデューディリジェンスを実施する義務があります。「活動の連鎖」の範囲には、原則として、①企業による商品の生産またはサービスの提供に関連する、企業の上流側の取引先の活動と、②製品の流通、輸送、保管に関連する、企業の下流側の取引先の活動であって、取引先が企業のために、または企業に代わってこれらの活動を行う場合の双方が含まれます。一方で、規制対象となる金融セクターについては、①の上流側のみを対象としており、下流側は対象となりません。

3 会社が履行すべき義務

人権・環境デューディリジェンスは、リスクベースのアプローチで行われますので、リスクをマッピングして、評価することになります。対象企業がまず行う必要があるのは、リスク管理のプロセスにおいてデューディリジェンスに関する方針を策定することです（第7条）。そのうえで、対象企業は、自社、子会社、「活動の連鎖」から生じる人権や環境に関する「実際のまたは潜在的な悪影響」を特定し、評価しながら（第8条）、これらの悪影響にどのような優先順序で対処すべきか検討していくこととなります（第9条）。優先順序を考える際には、その悪影響がどの程度深刻か、そして、どの程度発生する可能性が高いかを考慮することとなります。原則として潜在的な悪影響がある場合にはこれを防止し、既に発生した実際の悪影響については是正措置を講じることで影響を最小限に抑えることが必要です（第10条～第12条）。また、リスクの特定・評価、リスクの予防計画の策定、取引の終了といった各段

階に応じて、ステークホルダーとの間のエンゲージメントも求められます(第13条)。さらに、対象企業は、守秘義務に違反しない建付けで、第三者の人権・環境のリスクに関する情報や懸念を申告する苦情処理手続を確保することも求められます(第14条)。その申告に十分な理由がある場合には、対象企業は、適切な対応をとらなければなりません。

なお、デューデリジエンスは一過性のものであってはならず、デューデリジエンス措置の有効性は継続的に(少なくとも12か月ごとに)監視されるべきとされます(第15条)。対象企業は、年次報告書を公表することも義務付けられます(第16条)。

4 違反した場合の制裁

CSDDDには、制裁に関する規定も置かれていることが特徴です。加盟国は、CSDDDに従って採択された国内規定の違反に適用される罰則に関する規則を定めるための措置を講じることになりますが、金銭的な罰則が課される場合、当該罰則は企業の全世界の売上高に基づくものとし、罰金の上限は、罰金の決

定に先立つ会計年度における当該企業の売上高の5%以上とされます(第27条)。企業が故意または過失により義務に違反し、自然人または法人の法的利益に損害を与えた場合、企業が責任を負うこととなりますが、その損害がその「活動の連鎖」におけるビジネスパートナーのみが引き起こしたものである場合には、その責任を負わないこととされています(第28条)。

なお、CSDDDは、結果責任ではありません。いかなる状況においても、人権・環境に対する悪影響が生じないことや悪影響が防止されることを結果として保証する義務を企業が負うべきでないといわれています。

5 CSDDDの適用開始時期

CSDDDの発効(2024年7月)から2年以内に、対応する国内法を制定する各EU加盟国がCSDDDを適用します。具体的な適用時期は、企業の規模に応じて以下の通りです。

企業の所在	従業員数及び売上	適用時期
EU域内	平均従業員数が5,000人超、かつ、前会計年度における全世界での売上高が15億5,000万ユーロ超の企業	2027年
	平均従業員数が3,000人超、かつ、前会計年度における全世界での売上高が9億ユーロ超の企業	2028年
	平均従業員数が1,000人超、かつ、前会計年度における全世界での売上高が4億5,000万ユーロ超の企業	2029年
EU域外	前会計年度におけるEU域内での売上高が15億5,000万ユーロ超の企業	2027年
	前会計年度におけるEU域内での売上高が9億ユーロ超の企業	2028年
	前会計年度におけるEU域内での売上高が4億5,000万ユーロ超の企業	2029年

6 デューデリジエンスに関する今後の規制の追加要件に関する規定

CSDDDは今回で内容が固定化されるものではなく、今後

内容が追加される可能性があります。具体的には、CSDDDは、将来、デューデリジエンスの追加要件を設ける可能性について言及しており、CSDDDの発効日から2年以内に報告書を提出するよう提案しています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第4 日本企業にとっての注意点

1 CSDDDの対象とならない企業

CSDDDの対象企業の基準は上記のとおりであり、対象となる日本企業にとってCSDDD施行に向けた対策は不可欠です。加えて、CSDDDの対象とならない企業であっても、CSDDDの適用を受ける企業のサプライチェーンにある企業は、対象企業からCSDDDに関する対応が求められる結果として、間接的に影響を受ける可能性があります。現在においても、取引先からサステナビリティに関する対応(たとえば、契約書にいわゆるサステナビリティ条項を導入すること)を求められた場合に、過度な負担が課せられるということも実情としては少なくありません。過度な負担が課せられていないか検討するためには、CSDDDで何が求められているか、適切に把握することが不可欠となります。取引先が何らかの具体的な人権に関

する情報を有していることもあるため、サステナビリティに関する対応を求められた企業としては、逆に、当該取引先が有する情報の共有を義務付けることを検討・交渉することが考えられます。

2 UNGPsとCSDDDのすみ分け

既にUNGPsに関する対応を行っている日本企業のご担当者も少なくないと思いますが、UNGPs対応とCSDDD対応のすみ分けをどうやって行うべきか、という問題もあります。(特にCSDDDの対象となる企業としては、)CSDDDにさえ準拠していれば、企業は必要な責任を果たしており、法的責任を負うリスクを回避するということになるのでしょうか。

CSDDDはUNGPsと比較すると、いくつかその内容に違いがあります(以下は一例です。)

	UNGPs	CSDDD
対象企業	すべての企業(中小企業も含む)	従業員数及び売上額が一定の企業(多くの大企業も除外)
DDの対象	川上・川下のすべて	川下の一部(製品の廃棄等)は含まない
対象となる人権	すべての人権	限定的 (附属書に記載された人権の「濫用」(abuse)のみ) ※すべての加盟国が批准している文書のみ
年次報告書の公表	定めなし	義務化
拘束力	なし(ソフトロー) 義務の解釈指針になる可能性あり	あり (民事責任や強制執行の規定)

UNGPsでは、バリューチェーンの中で、企業が自らの活動を通じて引き起こしたり、貢献したりする活動や、取引関係を通じて直接的に結びついた活動を考慮対象とすることを求めています。一方、CSDDDでは、販売、使用、製品廃棄の段階で行われる川下の活動は除外されています。また、企業にすべての人権へ

の影響を考慮するよう求めているUNGPsと比較して、CSDDDでは「人権への悪影響」は附属書に記載された人権の「濫用」に限定して定義されており、企業が考慮しなければならない人権がCSDDDでは限定的であるとの考え方もあります。他方で、年次報告書の公表のように、UNGPsには定められていなかった

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ものの、CSDDDで新しく定められた内容もあります。

このようにCSDDDとUNGPの内容は包含関係にはないので、一方だけ対応すれば足りるものではなく、(特に対象企業については、)双方について対応を行うことが求められています。もちろん、UNGPについては、ソフトローですので、拘束力はありませんが、海外では企業の義務違反の有無が争われた際に、UNGPを一つの解釈指針として考慮した裁判例もあります。**注)2** そもそも、適切な取組を行っていない場合には、法務リスクに限らず、不買運動へ発展するリスクや取引先から取引を拒絶されるリスク、資金調達が困難となるリスク等もありますので、日本企業としては、CSDDDとの関係でもUNGPとの関係でも適切な対応を行うことが求められます。

3 準備を始める時期

第3の**5**で述べたとおり、対象企業のうち、最も早いものでは2027年からCSDDDに取り組む義務が発生します。CSDDDには不明瞭な点もいくつかあり、ガイドラインが出ていない現時点では完全な対策を講じることが難しいというのが実情です。たとえば、上記のとおり、CSDDDは権利の「濫用」という概念を用いていますが、これはUNGPでは見られなかった概念であり、企業としてはどう判断すればよいのか判断基準があいまいです。また、「濫用」があったかどうかを各国の裁判所が判断する必要がある場合、各国の裁判所にとって判断が難しい問題となる可能性さえあります。

さらにいえば、EU加盟国はCSDDDが要求する内容を国内法に反映させることとなりますが、その過程でEU加盟国が、CSDDDよりも厳しい規制を国内法に導入することは禁止されておらず、一部の加盟国がCSDDDより厳しい規制を導入する可能性があるため注意が必要です。

ガイドラインが出ていない中で、また、EU加盟国の国内法が成立しない段階で、完全な対策を講じるための体制を整えるのは

困難ですが、ガイドラインが公表されてからでは、対策に間に合わなくなるおそれがあります。基本的には、まずは現在行っている取組がUNGPに従っているか確認をし、必要に応じて取組を修正した後、ガイドラインが公表された段階で、CSDDDの要件との関係で取組を変更する必要があるか検討することが合理的だと思われる。

4 今後のアップデートを注視する必要性

3で述べたとおり、自らの企業に適用のあるEU加盟国の国内法がどのような内容になっているのかも検討することになります。仮に一部のEU加盟国がより厳しい規制を導入している場合には、それぞれの国によって対応を変えることは実務上困難な場合もあるので、最も厳しい国の規制に合わせて対応する等の方法が考えられます。さらにいえば、政治的妥協の結果、CSDDDに導入されなかった条項がいくつかあり、今後の改正の際に導入される可能性もあるので注意が必要です。

また、特に環境に関連する点ではありますが、CSDDDと近年の気候変動関連訴訟の進展とが相まって、気候変動に対する企業の説明責任の強化につながる可能性が否定できません。CSDDD違反を気候変動関連訴訟の根拠として裁判が起こされる可能性も否定できず、CSDDDの規定で不明確なものは訴訟によって新たなルールが明確化される可能性もありますので、裁判例の動向の定期的な確認も不可欠です。

注)2 たとえば、2021年、オランダのハーグ地方裁判所が石油会社に対して排出量の削減を命じる判決を下しましたが、同裁判所は、明文化されていない社会通念上の規範(オランダ民法の不文律的注意義務)を解釈する際、UNGPの内容を考慮しています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第5 おわりに

ここまで、CSDDDの施行に伴い必要となる人権・環境デューデリジェンスの対応について説明してきました。もっとも、CSDDDは成立したばかりで、今後公表されるガイドライン等の内容次第では、採るべき実務対応も変わる可能性がございます。具体的な事案の検討にあたっては常に最新の情報を確認することが必要です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。